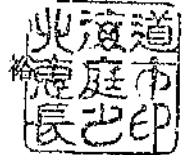


恵庭市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月16日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第38号

恵庭市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

恵庭市職員の給与の支給に関する規則（昭和35年規則第2号）の一部を次のように改正する。

現行			改正案		
第1条～第19条（略）			第1条～第19条（略）		
別表第1～別表第4（略）			別表第1～別表第4（略）		
別表第5(第16条関係)			別表第5(第16条関係)		
職員の区分		支給割合	職員の区分		支給割合
定年前	(略)		定年前	(略)	
再任用	職務の級が5級(課長職に係るものに限る。)である者	100分の10	再任用	職務の級が5級(課長職に係るものに限る。)である者	100分の10
短時間勤務職員以外の職員			短時間勤務職員以外の職員		
	職務の級が6級(専門員の職名に係るものに限る。)、5級(専門員の職名に係るものに限る。)、4級又は3級である者	100分の5		職務の級が4級(主査職に係るものに限る。)である者	100分の7
				職務の級が6級(専門員の職名に係るものに限る。)、5級(専門員の職名に係るものに限る。)、4級(主査職に係るものを除く。)又は3級である者	100分の5
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則